

阿南工業高等専門学校学生の服装に関する要項

(昭和52年4月1日)

(要項第3号)

(制服)

第1 原則として、制服は各入学年度のものを着用することとする。ただし、第4学年以上の学生は、特に学校から指示を受けた場合を除き、制服を着用しないで登校することができる。

(略装)

第2 第1学年から第3学年の学生は、学校からの指示により、夏の期間略装で登校することができる。なお、略装は学校指定の白色半袖シャツとする。

(負傷時等の履物)

第3 負傷その他やむを得ない理由で靴を履くことができない学生は、担任教員の許可を得て、他の履物を用いて登校することができる。

(その他の服装)

第4 校内で体育、実験、実習、作業その他の学習をする場合は、それぞれ定められた服装によるものとする。

第5 この要項に定めるもののほか、学生の服装に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成11年10月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年12月13日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前の入学生については、第1項中「第4学年以上の学生」とあるのは「第3学年以上の学生」とする。

1 平成19年度以前の入学生については、第2項中「第1学年から第3学年の学生」とあるのは「第1学年及び第2学年の学生」とする。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。